第２章　江東区を取り巻く現況

1　環境をめぐる社会の動き
2　区の現状と課題
3　計画策定に向けた新たな視点

1 環境をめぐる社会の動き

環境全般について

世界の動向　国の動向　東京都の動向

●持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27（2015）年 9 月「国連サミット」にて「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

持続可能な開発目標（SDGs）は社会・経済・環境に統合的に取り組み、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す、世界共通の目標として、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

出典：国際連合広報センター
（https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/）

●第六次環境基本計画（国の計画）

すべての環境分野を統合する最上位の計画として令和 6（2024）年 5 月に策定され、目的に環境保全と、それを通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現が掲げられました。地球が直面する、気候変動、生物多様性の損失、汚染の 3 つの環境危機に対して、「地域循環共生圏」の構築や、「脱炭素（カーボンニュートラル）」「循環経済（サーキュラーエコノミー）」「自然再興（ネイチャーポジティブ）」の施策の統合・シナジー化等の政策が展開されています。

●東京都環境基本計画 2022

令和 4（2022）年 9 月に策定され、「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」を目指す姿に掲げ、「危機を契機とした脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現」「エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現」「生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現」「都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現」を戦略の柱として施策を展開しています。

気候変動について

世界の動向　国の動向　東京都の動向

●パリ協定

国連気候変動枠組条約に基づき、温室効果ガス排出量の削減を目的とし、平成 27（2015）年 12 月に採択され、世界の平均気温の上昇を産業革命前から 2℃未満に抑えること、1.5℃未満に抑える努力をすることが共通目標として掲げられました。

●グラスゴー気候合意

令和 3（2021）年 11 月「国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）」にて、世界平均気温の上昇を 1.5℃以内に抑える努力や、世界の温室効果ガスの排出量を今世紀半ば頃には実質ゼロにすること等が合意されました。

●2050 年カーボンニュートラル宣言と地球温暖化対策の推進に関する法律の改正

令和 2（2020）年 10 月、日本は「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、これを受け、令和 3（2021）年に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、2050 年カーボンニュートラルを基本理念として位置付けるとともに、地域脱炭素化促進事業制度等が定められました。同年「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、「2030 年度に温室効果ガスの 46%削減（2013 年度比）」を目標とし、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることが掲げられました。また、令和 6（2024）年の法改正では、国内外で地球温暖化対策を加速するため、二国間クレジットの発行や地域脱炭素化促進事業制度の拡充等が定められました。

※カーボンニュートラル：CO_2 をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」 を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること

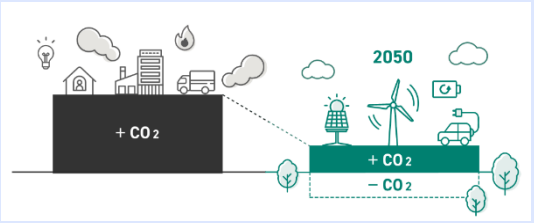

出典：環境省 脱炭素ポータル（https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/about/）

●建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）の改正

カーボンニュートラルの実現に向けて、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、令和 4（2022）年に建築物省エネ法が改正され、住宅を含む全ての新築の建築物に省エネ適合基準が義務付けられました。

※省エネ法については P44 参照

●脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX 推進戦略）

令和5（2023）年7月、GX（グリーントランスフォーメーション）を通じて脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現するため、中小企業や住宅の省エネ化強化、再エネの主力電源化に向けた次世代太陽電池（ペロブスカイト）や浮体式洋上風力の社会実装化、カーボンリサイクル燃料（メタネーション、SAF、合成燃料等）等の研究開発等の取組の推進と、脱炭素技術に関する民間企業の産業競争力強化を後押しする「成長志向型カーボンプライシング」の実現を目指す「GX 推進戦略」が策定されました。

●ゼロエミッション東京戦略

令和元（2019）年 12 月、2050 年 CO_2 排出量実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現に向けたビジョンと具体的な取組・ロードマップが策定されました。

令和 3（2021）年 3 月には都内温室効果ガス排出量を 2030 年までに 50%削減（2000 年比）する「カーボンハーフ」を掲げ、対策を強化しています。

資源循環について

世界の動向　国の動向　東京都の動向

●バーゼル条約

有害な廃棄物が先進国から途上国に放置され、環境汚染等の問題が顕在化したことから、平成元（1989）年３月に、移動の規制等を定めた条約が初めて作成されました。

令和元（2019）年に開催された第 14 回会議では、規制対象物質に「汚れたプラスチックごみ」が追加されています。

●大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

令和元（2019）年６月「G20 大阪サミット」にて海洋プラスチックごみによる新たな汚染を 2050 年までにゼロにすることを目指すビジョンが共有されました。

出典：環境省 プラスチックスマート「【小中学生用教材】５分でわかる！親子で学べる海洋プラスチックごみの教材」（https://plastics-smart.env.go.jp/education/）

●第五次循環型社会形成推進基本計画（国の計画）

令和６（2024）年８月、気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現という様々な社会的課題を同時に解決する、循環経済への移行に向けた国家戦略として策定されました。

●食品ロスの削減の推進に関する法律

令和元（2019）年５月、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として成立し、食品ロス量を 2030 年度までに 2000 年度比で半減する目標を掲げています。

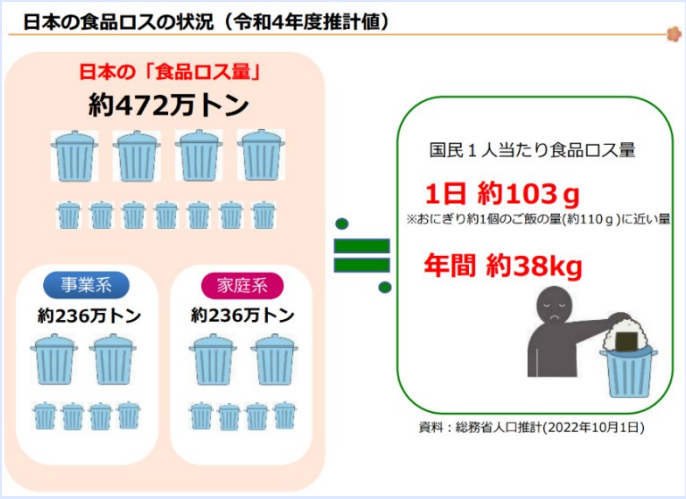

出典：農林水産省 報道発表資料
（https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/recycle/attach/pdf/240621-8.pdf）

●プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

令和３（2021）年６月に、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、新たな法律が公布されました。

●東京都資源循環・廃棄物処理計画

令和３（2021）年９月、プラスチックごみ削減や食品ロス削減等の資源ロスの削減や廃棄物処理システムのレベルアップ、ゼロエミッションに向けた政策の検討を重点戦略として掲げ、策定されました。

生物多様性について

世界の動向　国の動向　東京都の動向

●昆明･モントリオール生物多様性枠組

生物多様性は人類の生存を支え、人類に様々な恵みをもたらすものであり、この課題に世界全体で取り組むため、平成 4（1992）年 5 月に採択された生物多様性条約に基づく新たな生物多様性に関する世界目標となる枠組が、令和 4（2022）年 12 月に採択されました。2050 年までに「自然と共生する世界」を達成するため、2030 年までに地球の陸と海の 30%以上を自然環境エリアとして保全する「30by30 目標」が主要な目標の一つとして定められたほか、ビジネスにおける生物多様性の主流化等が目標とされています。

●生物多様性国家戦略と 30by30

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する政府の基本的な計画として、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえ、令和 5（2023）年 3 月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定されました。2030 年ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、生物多様性の損失と気候危機の「2 つの危機」への対応、30by30 目標の達成等の取組による生態系の健全性の回復、自然資本を守り活かす社会経済活動を推進するための 5 つの基本戦略と目標、行動計画が示されました。

なお、30by30 目標の達成に向けて、「30by30 ロードマップ」が令和 4（2022）年 4 月に策定され、自然保護地域以外で生物多様性保全に資する地域を自然共生サイトに認定する制度が創設されています。

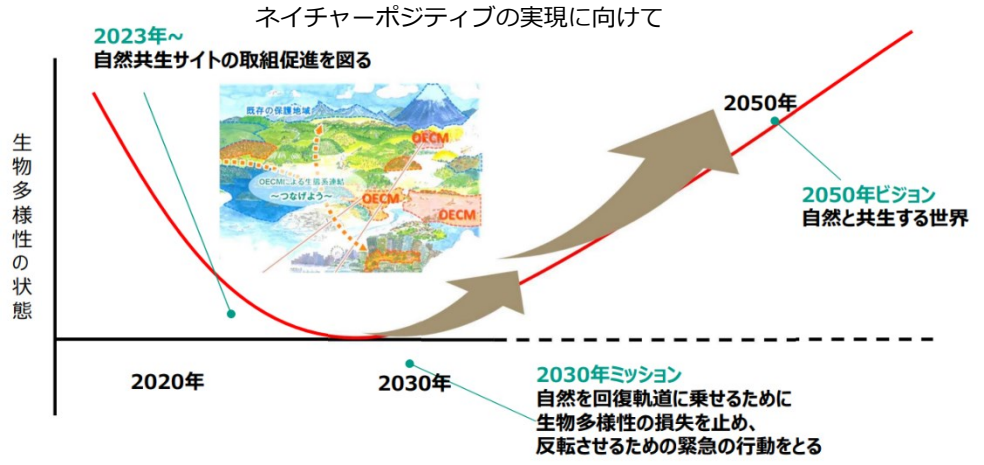

出典：環境省　令和 5 年度第 1 回「OECM の設定・管理の推進に関する検討会」 ・第 1 回「30by30 に係る経済的インセンティブ等検討会」資料（https://www.env.go.jp/content/000147427.pdf）

●地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律

令和 6（2024）年 4 月、ネイチャーポジティブの実現に向け、企業や自治体等による地域における生物多様性の増進（生物多様性を維持し、回復し、又は創出すること）のための活動を促進するため、計画認定制度や協定制度等を定める法律が公布されました。

●東京都生物多様性地域戦略

令和 5（2023）年 4 月、2030 年目標としてネイチャーポジティブを掲げ、生物多様性の保全・回復、都民生活向上への自然機能の活用、生物多様性の価値の認識と行動を重点戦略として掲げ、策定されました。

２ 区の現状と課題

前計画では６つの計画の柱ごとに「基本施策」や「具体的な取り組み」を掲げ、目標達成のための取組について数値化する管理指標と重点事業を定め、計画の推進を図ってきました。前計画の６つの柱ごとの令和５（2023）年度の進捗を踏まえた区の現状と課題は以下のとおりです。

柱１　地球温暖化・エネルギー対策の推進～KOTO 低炭素プラン～

【概要】

地球温暖化対策の推進（緩和策と適応策）による CO_2排出量の削減と気候変動の影響に適応した快適な生活環境の実現

【具体的な取り組み】

- 再生可能エネルギー、省エネルギー機器等の利用促進、省エネ対策の推進
- 乗り物からの CO_2 排出削減
- 人工被覆面の熱環境の改善
- 「風の道」の創出
- 気候変動の影響による被害軽減　等

現状

- 江東区域の CO_2排出量は、コロナ禍からの経済活動の回復や CO_2排出係数の増大等により、令和3（2021）年度に前年度より微増しましたが、削減率は基準年度（平成25（2013）年度）比19.1%となっています。
- 太陽光発電や高効率給湯器等の省エネルギー設備、次世代自動車等への助成件数は着実に件数が伸びており、家庭・事業所における CO_2排出量の削減が進んでいます。
- 区有施設での再エネ設備導入や、街路灯の LED 改修等を進め、区役所における CO_2排出量削減目標は達成できていますが、庁有車の低公害車導入率は停滞しています。

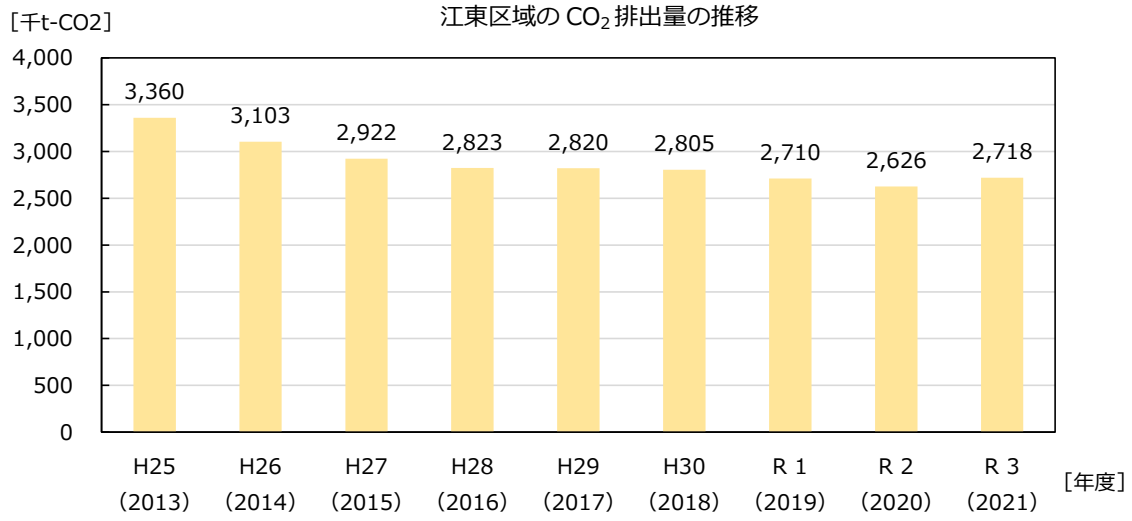

課題

- ゼロカーボンシティ江東区の実現に向けて、家庭、事業者の再エネ導入の更なる促進と、省エネ行動の取組の拡充・徹底をさらに進めていく必要があります。
- 再エネ電力の調達や庁有車の低公害車導入率向上など、区役所における CO_2排出量削減に向けて、全庁で計画的に取り組むことが必要です。

柱２　資源循環型地域社会の形成

【概要】

ごみの減量と有効活用の推進による、環境負荷の少ない持続可能な資源循環型地域社会の形成

【具体的な取り組み】

・資源循環型地域社会への理解促進
・5R の推進
・廃棄物の適正処理

現状

・区民・事業者に対して5R の普及啓発に取り組み、家庭でのコンポスト等による生ごみ減量化や古着・古布等の回収による資源化を行っています。
・区民1人当たり1日の資源・ごみ量は新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛等の影響により一時的に増加しましたが、その後は着実に減少しています。

区民 1 人当たり 1 日の資源・ごみ量の推移

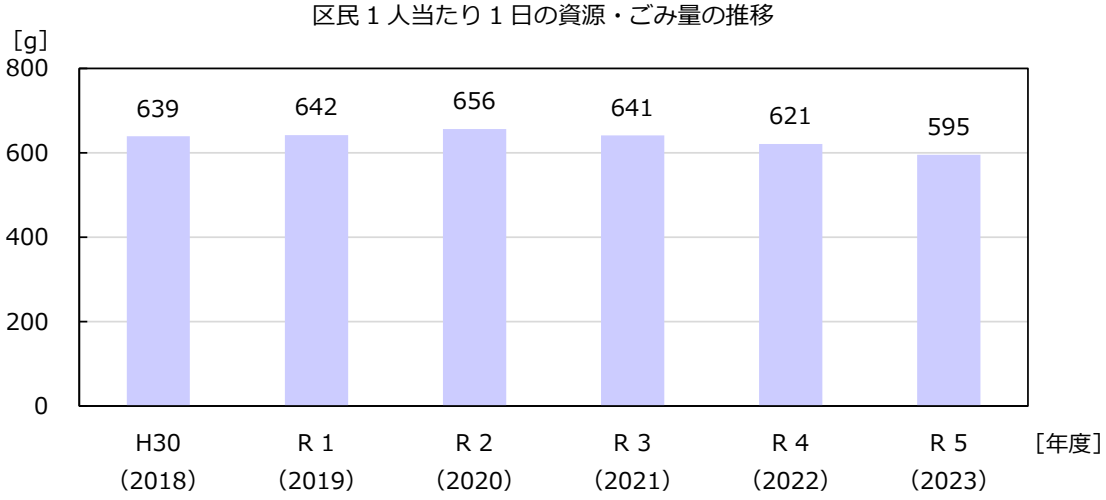

拠点回収（小型家電）分別作業

古着回収

課題

・5R の取組の定着に向けて、更なる啓発や情報発信を行い、ライフスタイルや事業活動における行動変容の促進が必要です。
・プラスチックをはじめとする製品の回収やリサイクルに関して、区民や事業者との情報の共有や連携強化を図り、資源循環型社会の形成に向けた取組を検討する必要があります。

柱３　自然との共生

【概要】

生物多様性の保全、公園・緑地や水辺環境の整備の着実な推進により、豊かで親しみのある水辺と緑の空間が整備された、人と自然が共生するまちの形成

【具体的な取り組み】

- 生物の生息空間の確保
- 生物多様性保全の取り組みの推進
- 生物及び生育環境に関する情報発信
- 水辺と緑を活かした空間づくり
- 身近なみどりを感じる空間づくり
- 「風の道」の創出　等

現状

・ポケットエコスペース等の維持管理を行うみどりのボランティア数は増加しており、生物多様性の保全のための区民活動が推進されています。

・公園面積は増加の傾向にあり、区立施設の緑化や水辺・潮風の散歩道の整備、区民・事業者への緑化指導や意識啓発により、緑被率、緑視率も基準値（緑被率18.7%（平成29（2017）度年)、緑視率16.3%（平成30（2018）年度）より増加しています。

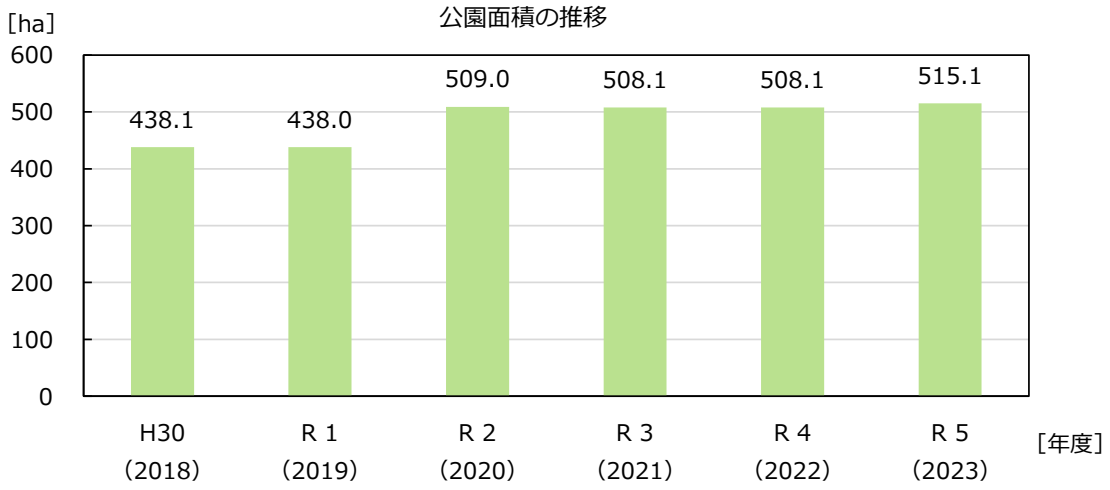

コミュニティガーデン

仙台堀川公園

課題

・今後も大規模開発が継続する見込みのため、開発に伴う新たな緑の創設が必要です。

・公園や緑地等の整備にあたっては、身近な自然に触れあえる空間や様々な生きものの生育・生息場所としての整備の質についても配慮する必要があります。

・身近な自然を将来にわたり維持・保全していくために区民・事業者との協働による取組の推進が必要です。

柱４　環境に配慮した快適なまちづくりの推進

【概要】

環境負荷の少ない低炭素まちづくりの推進、景観・美観の向上を図るための取組の推進による、環境に配慮した快適なまちの形成

【具体的な取り組み】

- エネルギーの利用効率の向上
- 魅力ある景観の形成
- 景観づくりへの参画意識の向上
- まちの美化活動の推進
- 放置自転車対策の推進

現状

・区民や事業者による清掃活動や、放置自転車対策等、まちの美化や美観に向けた取組を実施しています。

・江東区アダプトプログラムの登録団体数、登録者数は着実に増加しており、令和4年度の時点で目標を達成しています。

・一斉清掃（みんなでまちをきれいにする運動）は新型コロナウイルスの影響により事業中止となっていましたが、再開後も参加の自粛がみられています。

・景観計画書届出等の手続きにより、景観形成基準を遵守した建築物が着実に蓄積されています。

・江東区のまち並みが美しいと思う区民の割合は、概ね増加傾向がみられています。

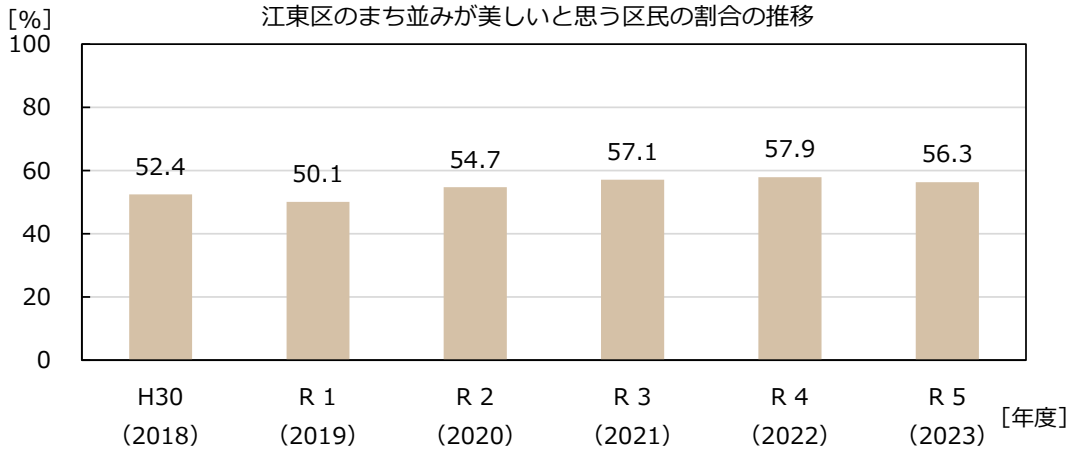

放置自転車撤去活動の様子

課題

・まちの美化や美観の更なる向上に向けて、アダプトプログラムの事業の推進や一斉清掃参加者の回復のために、情報発信や取組の周知の工夫が必要です。

・景観の更なる向上に向けて、景観資源を活かしたまち並みづくりの推進が必要です。

柱５　安全・安心な生活環境の確保

【概要】

大気汚染、水質汚濁、騒音・振動や有害化学物質などの環境汚染対策や雨水による浸水被害の軽減及び防止などの取組によって、環境汚染が少なく、災害に強い安全・安心な生活環境が確保されたまちを目指す

【具体的な取り組み】

・規制基準の遵守と大気環境に関わる情報発信
・河川水質の常時監視の充実、事業所に対する対策の推進
・有害化学物質の適正管理
・雨水の有効利用、水害対策の推進　等

現状

・気象条件等の要因により光化学オキシダントや河川・海域の水質等の一部の項目について環境基準非達成の状況が見られることはありますが、環境汚染対策の目標は概ね達成できています。
・歩道の透水性舗装の整備や区立施設における雨水利用設備の導入が進められており、雨水流出抑制対策が推進されています。

区内河川及び海域の水質に関する環境基準適合割合の推移

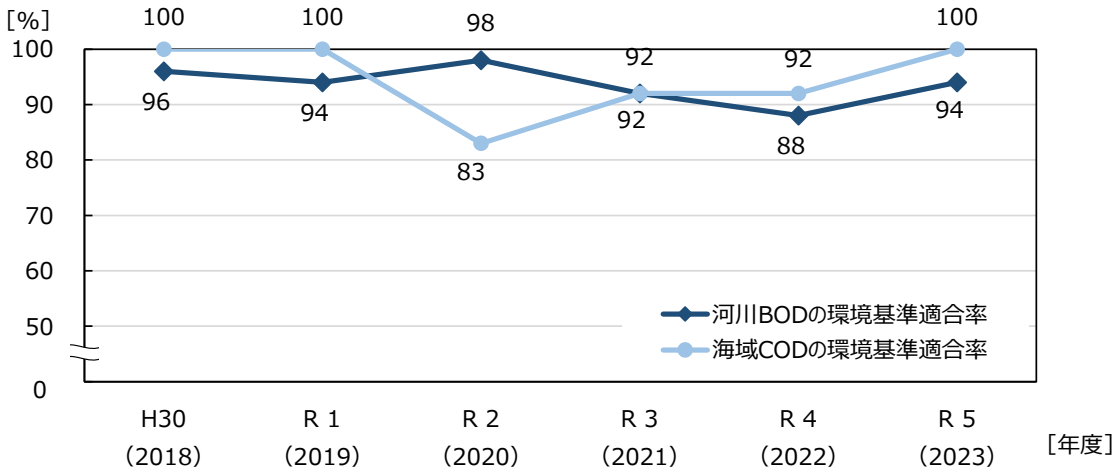

騒音振動調査

水質監視指導

課題

・近年の豪雨災害へのリスク対策に向けて、自立分散型エネルギー設備等、災害時のライフライン確保のための取組を推進することが必要です。
・災害時に区民が、安全かつ迅速な避難行動ができるよう、情報の周知、意識啓発等の強化が必要です。

柱６　環境教育及びパートナーシップの推進

【概要】

環境情報の共有化や環境教育・学習の推進により、エコ意識の向上を図ることで多様な主体が一体となった環境パートナーシップを構築し、区民一人ひとりが環境について主体的に学び考え、積極的に環境を守るための行動をするまちを目指す

【具体的な取り組み】

- 環境情報の提供
- 環境情報の集積・共有化
- 新たな環境問題に係る情報収集・提供
- 環境学習の機会の充実
- 環境教育を推進する人材の育成
- 環境パートナーシップの推進

現状

- エコリーダー養成講座修了者数、カーボンマイナスこどもアクションの参加者数は着実に増加しています。
- イベントや講座の実施回数は、コロナ以前の水準近くまで回復した一方、イベントや講座の参加者数は、コロナ前の水準の6割程度の回復となっています。

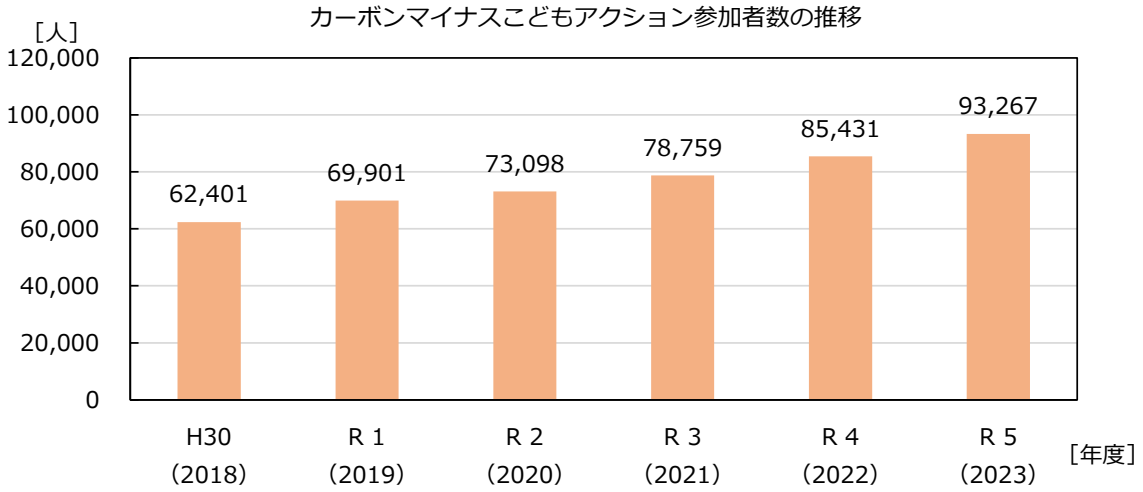

木の工作体験

事業者との連携による出前授業

課題

- 環境検定やカーボンマイナスこどもアクションにおいて電子化を進めていますが、更なる ICT を活用した環境教育・学習の検討が必要です。
- エコ意識の更なる向上のため、Web やアプリ、SNS 等を活用した情報発信・情報共有の充実が必要です。

3 計画策定に向けた新たな視点

前計画策定以降の国内外の動向を踏まえ、本計画の策定にあたっては、新たに次の視点を取り入れた施策を展開していきます。

「ゼロカーボンシティ江東区」の実現

「ゼロカーボンシティ江東区」の実現に向け、2050年までの脱炭素社会を目指し、これまでの取組をさらに加速させていく必要があります。

そのため、「ゼロカーボンシティ江東区実現プラン」をはじめ、国の計画等と整合を図りながら、徹底的な省エネルギー化の推進、再生可能エネルギーの利用拡大、建築物や移動手段の脱炭素化など、地球温暖化対策の強化を図っていきます。

計画の柱の再編

前計画における目標達成のための６本の計画の柱は、国の第六次環境基本計画の重点的施策を参考に、①脱炭素社会、②循環型社会、③自然共生社会、④安全・安心・快適な生活環境、⑤環境教育・環境パートナーシップの５本の柱へと再編します。

「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現

国の第六次環境基本計画では、環境政策を起点として、様々な経済・社会的課題を同時に解決していくものとし、「環境保全を通じた、現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング※、経済厚生の向上」の考え方が盛り込まれています。

本区における環境施策の展開においても、温室効果ガスの排出削減、公園・緑地の保全、生活環境の良好化などの直接的な効果だけでなく、健康な暮らしの実現、地域の防災・減災、経済の活性化等、地域の経済や社会等の高付加価値化へつなげていきます。

※ウェルビーイング：個々の心身及び社会の状況が良好で、満足度の高い状態であること。（用語集を参照）

計画の進捗管理の徹底

計画の進行管理においては、「目指すべき区の環境像」の実現に向け、各柱の目標や施策、事業の進捗状況等を把握し、評価する必要があります。

前計画においても管理指標を設定し、進捗管理していましたが、指標の考え方を柱の目標（アウトカム指標）及び管理指標（アウトプット指標）に整理し、目標の達成状況と施策を評価し、あわせて実施事業についても点検・評価を行います。